

昭和56年5月以前に建てられた
木造住宅にお住まいの皆様へ

建築の専門家が
お宅へ訪問しました。

習志野市では、地震時に特に被害が多いと言われている『木造住宅』を対象として、耐震化に関する支援制度がございます。そのことをお伝えするため、訪問いたしました。

支援制度の概要については裏面をご覧ください。

※この取り組みは、令和8年度に習志野市が実施する「木造住宅耐震化啓発戸別訪問業務」として、千葉県建築士会に委託して実施しております。



税制優遇について

現行の耐震基準を満たすように改修した場合、固定資産税の減額（所管：資産税課）や、所得税の特別控除（所管：千葉西税務署）が受けられます。
申告の手続きについては、各所管までお問い合わせください。

木造住宅の耐震化支援制度（概要）



習志野市では、木造住宅の耐震化を促進するため、「耐震診断」や「耐震改修」にかかる費用の負担を軽減する『**補助制度**』を設けております。

木造住宅耐震診断費の補助（精密診断）

習志野市木造住宅耐震診断士が現地調査並びに詳細な診断（精密診断）を行う場合の費用の一部を補助します。

1.対象となる木造住宅（次の要件をすべてみたすもの）

- ①平成12年5月31日以前に建築または着工された木造住宅であること
- ②木造で2階建て以下であること
- ③自らが所有し居住する専用住宅または併用住宅（特殊な認定工法等は除きます）

2.補助額

耐震診断に要する費用の3分の2（**限度額8万円**）

3.対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士により耐震診断を受ける人

木造住宅耐震改修費の補助

耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された木造住宅について、耐震改修を行う場合の設計費・監理費及び工事費の一部を補助します。

※二段階で行う改修工事についても補助の対象となりました。

1.対象となる木造住宅

習志野市木造住宅耐震診断士が行った耐震診断により、耐震改修の必要があると診断された木造住宅（その他は、上記精密診断と同じ要件です。）

2.補助額

耐震改修に要する費用のうち「工事費」の5分の4（**限度額115万円**）

※二段階改修工事の場合は、段階ごとに57.5万円が限度となります。

3.対象者

市内に木造住宅を所有かつ居住する人で、習志野市木造住宅耐震診断士により耐震診断を受けた人

※また、習志野市では、道路に面している危険コンクリートブロック塀等の撤去に関しても補助を行っております。

危険コンクリートブロック塀等の撤去の補助

危険コンクリートブロック塀等の撤去について**最大15万円**の補助がでます。詳しくはホームページを確認していただくか、下記連絡先までご連絡ください。

※工事請負契約前に手続きが必要ですのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 建築指導課

☎047-453-3967